

往診とは

獣医師が飼育動物の飼い主の依頼により、動物の飼育施設において診療すること。

例えば、

ペットショップ業者がペットショップ内で販売前の動物の診療を獣医師に依頼 → 往診に該当。

ペットショップ業者がペットショップ内に販売後の動物を集合し診療を獣医師に依頼 → 往診に該当しない。